

(タンクの水張検査等)

第50条 消防署長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

2 前項に定める検査を受けようとする者は、奈良県広域消防組合手数料徴収条例（平成26年条例第49号）に定める手数料を納付しなければならない。

【予防規則】

(タンクの水張検査等)

第23条 条例第50条に係る水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、少量危険物タンク検査申請書（様式第17号）を、所轄消防署長に2通提出するものとする。

2 第1項の申請書には、消防署長が必要と認める図書を添付するものとする。

【解釈及び運用】

少量危険物及び指定可燃物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクの水張検査若しくは水圧検査又はこれに設置する安全装置の機能検査について、これらを製造し、販売し、又は使用する者から申出により消防長が当該検査を行うことを定めたものである。